

浜田市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 36 号

浜田市契約規則の一部を改正する規則

浜田市契約規則（平成 17 年浜田市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「契約書」の次に「(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。)」を加え、同条第 3 項中「仮契約書」の次に「(当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第 27 条第 2 項中「書類」の次に「(当該請書その他これに準ずる書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。)」を加える。

第 38 条第 3 項中「変更契約書」の次に「(当該変更契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。